

世田谷区自転車条例に基づく

大規模店舗等自転車等駐車場設置届出について

- 世田谷区自転車条例（抜粋）
- 世田谷区自転車条例施行規則（抜粋）
- 届出書様式等のダウンロード先
- 様式 「大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書」
- 様式 「大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届」
- 求積図・表、駐車場平面図・総括表等の作成例
- 様式外 「委任状」
- 設置届出後の流れ

世 田 谷 区

土木部交通安全自転車課

世田谷区自転車条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって道路等の公共の用に供される場所の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。
- （2） 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。
- （3） 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等一の建物であつて、その店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。
- （4） 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第1項、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条若しくは労働金庫法（昭和28年法律第227号）第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。
- （5） 遊技場等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設並びに興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設をいう。
- （6） スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
- （7） 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これらを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
- （8） 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。

（施設の設置者の責務）

第8条 官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大規模店舗、金融機関、遊技場等、スポーツ施設、学習施設その他の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

第4章 大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務

(新築施設における自転車等駐車場の設置等)

第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(以下「商業地域等」という。)において、別表第3施設の用途欄に掲げる用途に供する施設で同表施設の規模欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模以上の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。

2 前項の規定により自転車等駐車場(規模の合計が100台以上であるものに限る。)を設置した者は、区長が必要と認めるときは、当該自転車等駐車場の自転車等の整理及び誘導のために誘導員を置かなければならない。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第29条 前条の規定にかかわらず、別表第3施設の用途欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が10台以上である場合においては、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模な施設に係る自転車等駐車場の規模)

第30条 第28条の規定にかかわらず、別表第3の店舗面積又は施設面積(以下この条において「店舗面積等」という。)が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)の新築については、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えて得た規模をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 前2条の規定にかかわらず、混合用途施設で各用途の店舗面積等の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築については、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積等が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積等とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって前条の自転車等駐車場の規模とする。

(施設の増築に係る自転車等駐車場の規模)

第31条 商業地域等において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築の部分に限らず増築後の全体の施設を新築したものとみなして、前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定に基づき設置され、又は設置されているとみなすことができる(当該施設のうち増築される部分以外の部分でこの条例の施行の日前に建築されたもの(付則第4項に該当するものを含む。))については設置されているとみなして、この場合を含む。)自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 別表第3施設の用途欄に掲げる用途に供する施設についての同表施設の規模欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築の部分に限らず当該増築後の全体の施設を新築したものとみなして用途ごとに別表第3自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が10台以上であるもの

(商業地域等の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等)

第32条 第28条から前条までの規定に該当する施設において、当該施設の敷地の一部が商業地域等外にわたる場合にあっても、当該施設の全部について第28条から前条までの規定を適用する。ただし、当該施設の一部が商業地域等外にわたる場合には、当該施設のうち商業地域等外に存する部分は存しないものとみなす。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第33条 第28条から前条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

- 2 前項の自転車等駐車場の駐車部分の面積は、駐車台数1台につき1.2平方メートル以上とする。ただし、効率的に駐車することができる装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りでない。

(自転車等駐車場の設置等の届出)

第34条 第28条から第32条までの規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(自転車等駐車場の管理)

第35条 第28条から第32条までの規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第36条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条から第32条までの規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第36条の2 区長は、第28条から第33条まで又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。

2 区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条から第33条まで又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(公表)

第36条の3 区長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めたときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

別表第3 (第28条—第31条関係)

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模	備考
大規模店舗	店舗面積が200平方メートル以上のもの	店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。以下同じ。)	店舗面積とは、売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場、客席、待合室その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
金融機関	店舗面積が250平方メートル以上のもの	店舗面積25平方メートルごとに1台	店舗面積とは、銀行室又はこれに準ずる室、銀行室又はこれに準ずる室に係る待合室、応接室その他の金融機関としての業務に係る利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
遊技場等	店舗面積が150平方メートル以上のもの	店舗面積10平方メートルごとに1台	店舗面積とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設にあっては遊技室、景品交換所その他の利用者のために設けてある場所の床面積を、興行場法第1条第1項に規定する施設にあっては舞台、客席、切符売場その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
スポーツ施設	施設面積が300平方メートル以上のもの	施設面積25平方メートルごとに1台	施設面積とは、競技場、運動場、マッサージ室、休憩室、観覧席その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
学習施設	施設面積が200平方メートル以上のもの	施設面積15平方メートルごとに1台	施設面積とは、教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。

※床面積とは、建築基準法施行令第二条第三号の規定による面積をいう。

世田谷区自転車条例施行規則（抜粋）

（新築施設における自転車等駐車場の設置場所）

第23条 条例第28条第1項の規則で定める場所は、当該施設の入口から概ね50メートル以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所とする。

（誘導員の設置）

第23条の2 区長は、条例第28条第2項に規定する誘導員の設置については、店舗等の営業形態、自転車等駐車場の設置場所等を考慮するものとする。

2 区長は、特定の曜日又は時間を指定して、前項の誘導員を設置させることができる。

（自転車等駐車場の構造及び設備）

第23条の3 条例第33条第2項に規定する自転車等駐車場の構造及び設備は、次のとおりとする。

- （1） 自転車等駐車場の通路の幅は、1.5メートル以上とすること。
- （2） 平置式（効率的に駐車することができる装置を用いるものを除く。）の自転車等駐車場においては、1台ごとの枠を表示すること。
- （3） 前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分の面積は、1.2平方メートル以上で、幅は0.45メートル以上、奥行きは2メートル以上とし、通路との交差角を45度以上とすること。

（自転車等駐車場の設置の届出等）

第24条 条例第34条第1項に規定する届出は、大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 施設の位置図
- （2） 配置図
- （3） 施設の各階平面図
- （4） 自転車等駐車場平面図
- （5） 自転車等駐車場構造図

3 条例第34条第2項に規定する届出は、大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届（第10号の2様式）に自転車等駐車場のしゅん工写真を添付することにより行わなければならない。

（措置命令書）

第25条 条例第36条の2第2項に規定する措置命令書は、措置命令書（第11号様式）によるものとする。



届出書様式等の所在

「大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務」に関しては世田谷区ホームページ・トップの検索窓に「20082」を入力し、「検索」した先の、「自転車等駐車場附置義務について」のページにて「届出書」様式や添付書類、条文等が確認できます。

ホームページ・トップから

- ① 検索窓に「20082」を入力
- ② 「検索」
- ③ 「自転車等駐車場附置義務について」のページが開く
- ④ 下へスクロールして「添付ファイル」からダウンロード



大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

電話番号

下記のとおり設置
変更したので届けます。

記

1 施 設

用 途 地 域			
設 置 場 所	世田谷区	丁目	番 号
用 途	1 大規模店舗 5 学習施設	2 金融機関 6 混合用途	3 遊技場等 4 スポーツ施設
建 築 延 面 積			m ²
店 舗 面 積 又 は 施 設 面 積	店 舗 又 は		m ²
	施 設 内 訳		m ²
			m ²

2 自 転 車 等 駐 車 場

設 置 場 所	世田谷区	丁目	番 号
駐 車 場 面 積	m ²	収容台数	台
構 造	1 平置式	2 立体自走式	3 立体機械式

3 営 業

営業開始予定日	年	月	日
---------	---	---	---

大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

電話番号

下記のとおり、自転車等駐車場の工事を完了したので届けます。

記

1 自転車等駐車場

設 置 場 所	世田谷区	丁 目	番 号
駐 車 場 面 積			
収 容 台 数			
構造及び設備			

2 施 設

確認申請受付	年	月	日	第	号
確 認	年	月	日	第	号
検 査	年	月	日		

3 完了年月日

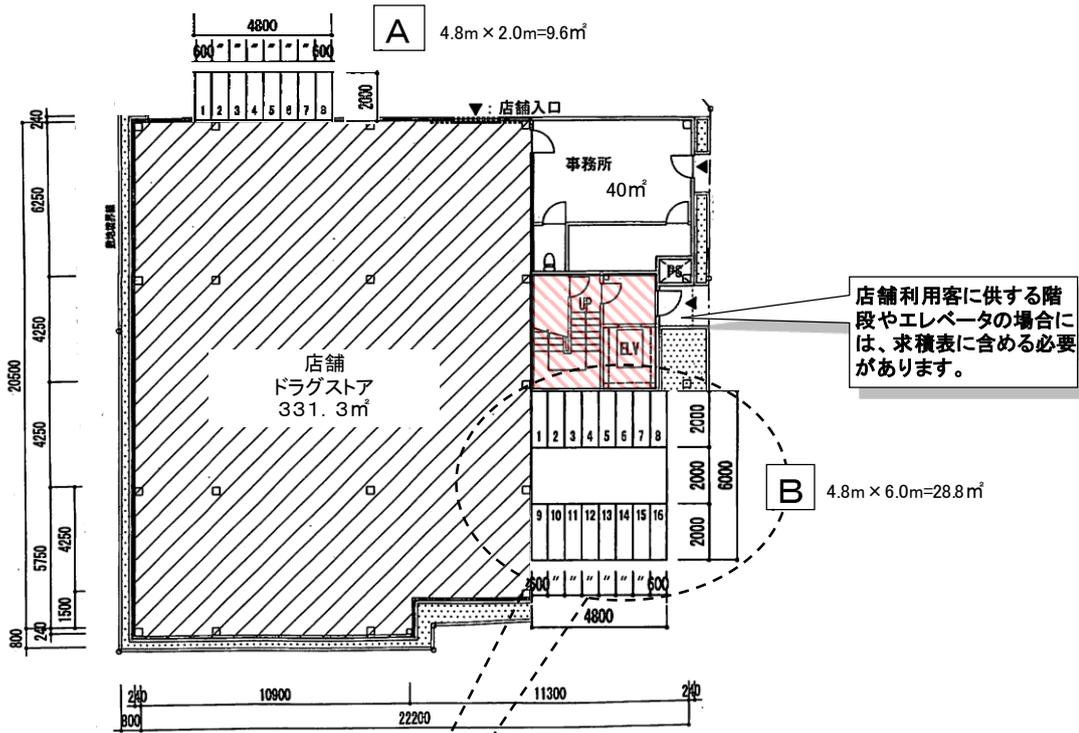
自転車等駐車場設置（変更）完了日	年	月	日
------------------	---	---	---

4 検 査

検査年月日	年	月	日
検査員氏名			
立会人氏名			

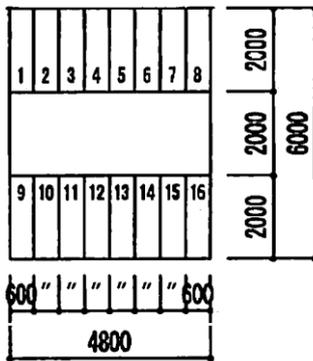
求積図・表、駐車場平面図・総括表等の作成例

配置図(例)



自転車等駐車場平面図

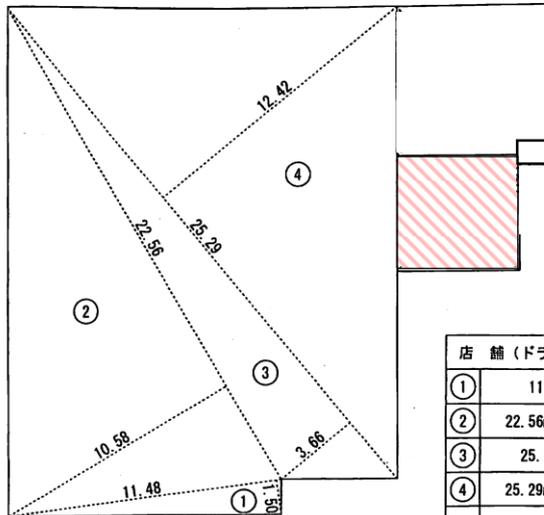
自転車等駐車場の平面図については、ラックや平置の場合の枠等の大きさの明示、並びに駐車場面積が確認可能な寸法の記載をお願いします。



B 4.8m × 6.0m = 28.8m²

求積図及び求積表

面積の算定は三斜法に限りませんが、いずれの方法によっても確認が可能な寸法の記載をお願いします。



店舗 (ドラッグストア)	
①	11.48m × 1.50m / 2 = 8.61m ²
②	22.56m × 10.58m / 2 = 119.34m ²
③	25.29m × 3.66m / 2 = 46.28m ²
④	25.29m × 12.42m / 2 = 157.05m ²
計	≒ 331.3m ²

駐車場総括表

店舗用途及び分類	ドラッグストア(大規模店舗)			条例別表第3、施設の用途による
店舗面積	331.3m ²			求積図・表のとおり
附置義務台数	331.3m ² / 20m ² ≒ 16.6 ⇒ 16台			小数点一位以下切捨て可
計画設置台数	24台 (>=16台)			実際に設置する台数
設置区分	A	B	計	配置図参照
台数	8	16	24	自転車等駐車場平面図のとおり
駐車場面積	9.6m ²	28.8m ²	38.4m ²	"
構造	平置式	平置式		"

委 任 状

年 月 日

申請者 住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

㊞

私は、都合により下記の者を代理人と定め、
_____ における世田谷区自転車条例に基づく大規模店舗等自転車等駐車場設置に関する届出の手続きの一切を委任します。

届出代理人 住 所 _____
氏 名 _____
職 業 _____
連絡先住所 _____
連絡先電話 _____

設置届出後の流れ

1 「完了届」の提出(条例施行規則第24条3)

自転車等駐車場がしゅん工した時点で下記の書類を提出してください。**完了検査日の一週間前までには届出を提出してください。**

- (1) 大規模店舗等自転車等駐車場設置(変更)工事完了届
1～3に必要事項を記入する。※4は区が記入。
- (2) 自転車等駐車場しゅん工写真
附置義務対象の駐輪場の全体、台数が確認できる写真を添付すること。
 - ・平置式(駐輪ラックを用いるものを除く)の駐輪場の場合は、枠にスケールを当て、寸法が確認できる写真が必要です。また、住居用の駐輪場等と併設で設置される場合は、附置義務対象の駐輪場がどれなのかを明確に示した写真が必要です。
 - ・駐輪ラックを用いる場合は、アンカー等で固定されている写真が必要。ラックを置いただけの写真は不可(容易に移動できるため)。

2 完了検査(条例第36条)

完了届提出後、現場で立ち入り検査を行います。検査概要は下記の通りです。

- (1) 自転車等駐車場の検査
台数、寸法(平置きの場合は1台ごとの枠も計測)の確認。
- (2) 店舗面積の検査
設置届出時に提出した図面と合致しているか確認するため、店舗部分の一部の寸法を計測します。店舗内に立ち入り、測定ができる状態で検査を行います。

※注意事項

- ・設置届出後、計画に変更があった場合は必ず下記担当に連絡をとり、再度協議してください。

＜担当＞ 交通安全自転車課
TEL03-6432-7967
FAX03-6432-7996